

議 長 日程第6「議案第31号平成30年度松田町下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第31号平成30年度松田町下水道事業特別会計予算。平成30年度松田町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億2,873万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

平成30年3月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明をさせていただきます。

345ページをお願いいたします。第3表地方債から御説明いたします。表の左側、起債の目的の欄、公共下水道事業債です。限度額5,100万円で、公共下水道污水管布設工事に充てる800万円と下水道事業債の補填特別措置債等の4,300万円を合わせた額となっております。下の酒匂川流域下水道事業債は、限度額370万円で、小田原の酒匂川処理場の建設事業債を関係市町より負担する財源を起債として受けるものでございます。よって、合計は5,470万円となっております。

次に、飛びまして352ページ、353ページをお願いいたします。事項別明細書の歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1受益者負担金

です。本年度15万円でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料でございます。本年度1億2,000万円でございます。前年と同額を予定してございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 公共下水道事業費国庫補助金で、本年度100万円を計上してございます。これについては後ほど御説明いたします管渠に関する調査費用に充てる予定でございます。

款4 繰入金、項・目とも一般会計繰入金でございます。本年度1億4,920万円となり、公債費の元利償還金に充当してございます。

款5 繰越金、項・目とも繰越金です。前年度繰越金といたしまして289万7,000円を計上してございます。

款6 諸収入、最下段の項2 雑入ですが、本年度68万3,000円の計上でございます。

次のページをお願いいたします。雑入の内訳でございますが、水道企業団に対する負担金や県道工事に伴う污水柵移転補償金などを見込んでございます。

款7 町債です。目1 下水道事業債です。先ほど地方債で御説明いたしました公共下水道污水管布設工事と小田原市酒匂の処理場の建設費の負担分5,470万円分を計上してございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。款1 総務費、項1 下水道総務費、目1 一般管理費です。この目では、下水道事業管理経費として本年度2,571万6,000円を予算化してございます。主な支出といたしまして、右のページの説明欄の中段、13委託料でございますが、下水道使用料徴収事務を上水道事業に委託する委託費等520万円を見込んでございます。節27 公課費で、消費税及び地方消費税を1,100万円、その下の段、給与以下職員1年分の人件費を計上してございます。次に、最下段、目2 施設管理費でございます。本年度299万4,000円でございます。この目では、下水道の施設管理経費として支出をしてございます。

次のページをお願いいたします。節11 需用費で、110万3,000円を計上してございます。光熱水費として流量計4器、マンホールポンプ5機の電気料と下水道管等の修繕料を計上してございます。節13 委託料では、下水道の水質検査委

託料、流量計やマンホールポンプの保守点検委託料として166万3,000円を計上してございます。

続いて、款2事業費、項・目とも下水道事業費です。本年度2,335万4,000円でございます。この目では、公共下水道の工事経費等を支出してございます。まず、13委託料で1,020万3,000円の計上でございます。公共下水道管渠調査委託料を25年より引き続き実施してございますので、それに引き続きまして今年度も実施する予定でございますので、委託料を計上しているところでございます。節15工事請負費では、県道72号線のマンホールふたの更新、神山地内での公共下水道管の管渠の布設、庶子1号のですね、マンホールポンプの更新工事を予定してございます。

次のページをお願いいたします。款3流域下水道費、項・目とも流域下水道費でございます。本年度6,145万2,000円でございます。対前年比1,143万7,000円の減額になってございます。酒匂川流域下水道事業の維持管理費の、これは減によるものでございます。

款4公債費、項1公債費です。目1元金です。本年度1億7,645万7,000円で、前年度比1,041万4,000円の減、昭和60年度借入れからの101件分の長期債元金の償還金でございます。目2利子でございます。本年度3,322万円で、同じく115件分の長期債利子の償還金です。前年比マイナス420万1,000円の減額でございます。

款5、項・目ともに予備費です。本年度853万2,000円でございます。

以上でございます。なお、363ページ以降に投資的事業の概要、給与費明細書、債務負担行為に対する調書、地方債の現在見込みに対する調書、平成30年度公債費元利償還金115件分の内訳が記載されておりますが、後ほど御高覧いただき、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 2点あります。まず1点目はですね、歳入の部分でですね、公債費…町債でですね、町債の部分がありました。これらはですね、下水道の管渠布設と流域下水道に対する起債だという説明がありましたけれども、360ページの公債費の

財源内訳の中に、公債費元金1億7,645万7,000円、その財源内訳の中に町債4,300万円というのがですね、入っています。先ほどの説明では、百十何件の償還金の元金に対するですね、部分だという話、説明でありましたので、この4,300万円というのはどういった意味の財源内訳なのか。例えば借り換え等に係る部分なのかの説明をお願いをしたいと思います。

もう1点は、先ほど上水道事業会計の中でですね、コンビニ収納へのですね、準備としてシステムのほうの改修委託で1,000万円を超えるですね、金額がございました。上水道事業…水道使用料とあわせて下水道使用料もですね、同じような収納の形態をとっています。その部分のですね、下水道事業会計の負担分というのはどういうふうになっているのか。その2点をお願いいたします。

環境上下水道課長 では、御説明させていただきます。ちょっと私の説明が足りない部分がありましたので、改めて345ページの地方債の内訳をちょっと見ていただきたいと思います。この公共事業下水道債にですね、5,100万円というふうなことで御説明をさせていただいた中でですね、下水道事業の補填、下水道事業債の補填特別措置等で4,300万円あるというふうな説明をさせていただいたところでございます。ですので、ここにですね、この5,100万円の中にいわゆる資本の平準化及び特別地方債として借り入れですね、4,300万円が計上されているというところでございます。

それと2点目のですね、コンビニ収納の部分でございしますが、水道料と下水道料、同一に料金徴収をしておりますので、先ほども御説明したような同様の効果が見込めるのではないかというふうに感じているところでございます。

コンビニ収納に伴って下水道の会計のほうに負担があるのかという、そういう御質問でよろしいでしょうか。それにつきましては、システムのほうを上水のほうで見てございますので、それについては当然、事務の委託金ということで下水道会計から上水のほうにお金を出している部分に充当してございますので、コンビニ収納に係る下水道の会計の中での負担というのは生じないような形になっているところでございます。

3 番 井 上 今回の最初ですね、公債費関係の中、そこ、特別地方債4,300万がですね、含まれて、それは公債費のほうの部分に充当されているのは理解できました。

2点目は、コンビニ収納ですね。ちょっと今の説明ですと、やはり上水道事業会計で千百何万でしたっけ、というですね、30年度の予算をしているわけですね。例えば水道使用料とかですね、下水道使用料というのは、それぞれ案分した形の中で収納してくるわけですね。そうすると、当然下水道会計においてもコンビニ収納による恩恵といたしますか、収入を見込めるわけで、それに対するですね、負担というのは、やはりそれぞれのね、上水道事業会計にそのシステムがあるから、そこに全部お任せではなく、やはりそれにかかる1,100万円という金額がですね、大きい金額が委託料としてかかるのであればですね、当然下水道事業会計もですね、その料金で案分するのか、ちょっとその辺わからないんですけども、負担すべきではないかなというふうに考えるんですけども、それについてはいかがでしょうか。

環境上下水道課長　今おっしゃられたことも含めてですね、手数料等の問題もこれから出てくるところでございますので、今の井上議員の御指摘のようなところをちょっと課題としてですね、整理して、31年度からの運用に当たっていききたいというふうに考えております。

3 番 井 上　30年度でこのシステムの改修をするわけですね。30年度で上水道事業会計で幾ら、下水道事業会計で幾らという、そういう負担割合で案分しなくてもいいのですかという質問なんです。それは、こういう理由で上水道事業会計だけでね、負担すれば、それは上水道のほうの使用料で全部持つのが当然だというふうに考えるのかね。それぞれ、上水道使用料と下水道使用料で案分すべきなのかという、そこについてなんです。

環境上下水道課長　今の考え方では、上水道事業のほうでですね、一応一律に見るというふうな考え方でいるというところでございます。

1 2 番 大 館　357ページですね、報償費の中で、受益者負担金一括納付報奨金というのが6万1,000円計上されているわけですけども、以前は町税の全納奨励金とかいう、ありましたよね。それは不平等だということで全廃された。先ほどですね、小澤議員から質問ありました寄簡易水道の件が、総額で5,100万か、簡易水道、総額ね。予算の総額がですよ。に対して非常に危機感を持っていらっしゃるということを痛切に感じました。それでですね、やっぱりここで下水道会計

で、町債を発行、下水道債を発行される。5,400万ですよ。トータルでね。そのことに対して何にも意見が出されないというのも不思議なんだよ。非常に。一般会計からの繰入金もですね、1億3,000万何がしあるわけじゃないですか。額として本当に大きな額なわけなんですけれども、それに対して意見もなかったというの、不思議に思うわけなんですけれども、その2点。別にそのことに対してどのように担当課としては考えていられますか。

環境上下水道課長　　まず、繰入金につきましては、手前みそというわけではないんですが、対前年比で換算しますと、多分400万…400万円ほどのですね、金額が減額になっているというふうなところでございます。ただ、当然減額したからいいのか悪いのかというふうな議論ではなくてですね、やっぱり特別会計を預かる者としたしましては、できるだけ、極論になるかもしれませんが、できるだけ繰入金にですね、頼らないですね、会計運営を目指すべきだというふうにご考えているところでございます。起債につきましては、当然特別会計の場合はですね、特段一般会計のように公債比率に応じたとかいうことで、特に起債の借り入れに対する厳格な規定というのはないというふうには聞いているところでございます。ただ、当然やはり母屋である一般会計のほうでですね、やはり起債の制限とか、公債比率によってですね、起債等が制限されるというふうなことであればですね、我々も必要最小限のですね、借り上げで事業を行ってですね、極力一般会計のほうに御迷惑をかけないようなですね、事業運営をしていきたいなというふうにご考えているところでございます。以上です。

議　　長　　報奨金ね。受益者負担金の。6万1,000円。

環境上下水道課長　　すいません。ちょっと受益者負担金の部分については、ちょっと勉強不足のところもございますので、ちょっと新たな課題として、大至急ちょっと検討させていただければというふうに思います。

12番　大　　館　　別に担当をいじめて質問しているわけじゃありませんけど、以前ね、町税でね、全納奨励金というのがあったんですよ。それ、全廃した。その理由が、お金持ちだけがね、有利になるんじゃないかというような話から始まったと思うんですけれども。にもかかわらず、公共下水が全町全て設置されてですね、何ら問題なければいいんですけれども、いろいろやっぱり我慢しているところも

あるわけじゃないですか。それで、しかも負担だけは平等にしているという部分があるんで、やっぱりそれは町民ですから我慢することはやぶさかではありませんけれども、そういうことに対して何も発言が出てこないということ自体が問題ある。こんな大きな金額に対して、じゃあこれからどうするんだというようなことも含めて、本来なら今、私が対象として発言したのは、下水道債で5,400万も…5,400万か、起債を起ししながら、寄簡易水道は総額5,100万ですよ。それに対して危機感を感じて質問された。町長答弁までされたのに、この下水道事業のこれだけの大きな負担をかかると、何も発言されなかったから疑問に思って質問したんですけど、小澤議員に質問してるわけじゃありませんのでね。ですから、その辺も含めて、町としてね、じゃあその下水道事業に対してこれからどういう方向で進むのか。でも、やめるわけにはいかないよね。ですから、やっぱり収支バランスをどのように考えているのかとか、そういう方向、恐らく寄簡易水道には以前、小澤議員はですね、水道料を値上げするような…しろというような発言もされてるわけですよ。ですから、町としての考え方として、やっぱり全て町民が対等じゃなきゃ、平等じゃなきゃ、それは行政に対して町民サービスを平等に受ける権利があるわけですから、その辺の考え方として、町はどのような姿勢で臨まれるか。ちょっとお伺いします。

環境上下水道課長     お答えさせていただきます。下水道、まず使用料につきましては、先般も審議会のほうで38%というふうな答申が出されて、今年度からとりあえず当面の間18%というふうなことで値上げをさせていただいて、その分に見合った形で現在使用料の収入が入っているところでございます。ただ、当然今度下水道会計がですね、今はまだ猶予されているんですが、今現在、人口3万人以上の市町村につきましては完全にもう企業会計化をなささいというふうなことでですね、国のほうからの指示がございまして。3万人未満の私どもについて、その部分猶予されているわけなんですけど、当然、企業会計化されれば当然やっぱり負債等も当然シビアに今度、一企業として見なされますから、当然やっぱりシビアに判断されざるを得ないというふうな問題が当然出てくるというふうに思っています。ですので、近い将来、企業会計化されたときにですね、そういった問題を引きずることなくですね、やはり我々としてまず第一にできることはです

ね、料金の不断の見直しをですね、常にしていく中でですね、経営の健全化を図っていかねばいけないというのをまず第一に考えるべきだなというふう  
に考えております。以上です。

12番 大 館 料金を上げろとかということじゃなくて、一番受益者はというのは、水道を  
利用してる方ですよ。町水じゃなくて、酒匂川の下流から取水して、それを  
水道水として利用されてる方が一番受益を受けてるわけですよ。そういう人た  
ちの負担も当然望むべきだと思う。そういう手法も一つ。それから、企業債の  
高利の下水道債ね。その借り換えができるような方策とか、少しでも下水道  
事業の費用を減らすためには、そういう手法もあるわけじゃないですか。ただ  
料金を上げろ、上げろと言っている、それは生活に係る問題ですから、そう  
いうことじゃなくて、行政ができる範囲のことで最大限の努力をするのは、ど  
うしたらいいかということも含めて、そういう対応もしていく必要があるんじ  
ゃないのかなと思います。それで発言をさせていただきましたけれども、それ  
は私の意見としてとどめておいてください。答弁はいいから。以上、  
終わります。

議 長 ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第31号平成30年度松田町下水道事業特別会計予算  
について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。